

# 土佐中・高等学校同窓会会則

## 第1章 名称及び目的

**第1条** この会を土佐中・高等学校同窓会という。

**第2条** この会は、本部を土佐高等学校内に置く。

2 支部を設けようとするときは、あらかじめ支部会則及び役員を会長へ届け出るものとする。

**第3条** この会は、会員相互の親睦と、各自の向上発展を図り、あわせて母校の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 会員

**第4条** この会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 正会員 旧制土佐中学校卒業者（中途進学者を含む。）及び土佐高等学校卒業者

(2) 準会員 旧制土佐中学校中途退学者及び転校者、併設土佐中学校を卒業し、土佐高等学校へ進学しなかった者、土佐高等学校中途退学者及び転校者

(3) 賛助会員 母校の縁故者であって、この会の総会で推薦された者及び母校に在職する教職員

**第5条** 正会員は、卒業時に1万円を入会金として納入しなければならない。

**第6条** この会の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 前条に規定する入会金を納入しないとき。

(2) 書面による脱会の届け出があったとき。

**第7条** 前条各号のいずれかに該当する者が、その資格を回復しようとする場合は、次条第2項に規定する代表役員会の議決を経なければならない。

## 第3章 役員

**第8条** この会に、次の各号の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 5人以内

(3) 幹事長 1人

(4) 副幹事長 5人以内

(5) 代表幹事 各回及び母校に在職する正会員から1人

(6) 幹事 第28回以降の各ホームから1人及び母校に在職する正会員

(7) 会計 1人

(8) 会計監査 3人以内

(9) 名誉会長 1人

(10) 顧問 若干人

2 前項第1号から第5号及び第7号と第8号の役員を代表役員という。

3 前項第1号から第4号及び第7号の役員を常任役員という。

**第9条** 役員は、次の各号により決定する。

(1) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計及び会計監査は、総会で正会員の中から選出する。

(2) 代表幹事及び幹事は会長が以下に従って委嘱する。

① 母校の代表幹事は在職正会員の互選による選出に基づき委嘱する。

② 第27回以前の代表幹事は、各回の互選による選出に基づき、また第28回以降の代表幹事は各ホームの幹事の互選による選出に基づき委嘱する。

③ 幹事は、各ホームの会員の互選に基づき委嘱する。

④ 任期終了までに、前①②③の互選による選出がない場合には、会長は代表幹事及び幹事を指名できるものとする。

(3) 名誉会長は、母校の校長をもって充てる。

(4) 顧問は、会長が委嘱する。

**第10条** 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事長は、会長及び副会長を補佐するとともに、代表幹事及び幹事を代表し、各回の意向をこの会に反映する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 代表幹事及び幹事は、各回及び各ホームの意向を反映し、この会の運営に参加する。
- 6 会計は、この会の経理を担当し、総会にこの会の決算を報告する。
- 7 会計監査は、この会の会計が適正に行われているかどうかを監査し、総会にその結果を報告する。
- 8 名誉会長及び顧問は、この会に関する事項について、会長から相談を受ける。

**第11条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 欠員補充のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 母校に在職する幹事の任期は、その在職期間とする。

## 第4章 会議

**第12条** 総会は、会長が毎年1回招集し、次の各号の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 監査報告
- (3) 事業計画及び予算計画
- (4) 第9条(1)で定める役員の決定
- (5) 常任役員会または代表役員会において必要と認めた事項

2 総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

**第13条** 常任役員会、代表役員会及び役員会は、会長が必要と認めたとき招集し、必要な事項を審議する。

2 常任役員会、代表役員会及び役員会の議決は、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

**第14条** 臨時総会は、常任役員会、代表役員会又は役員会が必要と認めたとき、会長が招集する。

## 第5章 会則の改正

**第15条** この会則は、総会の議決によって改正することができる。

## 第6章 会計

**第16条** この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

**第17条** この会の経費は、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 いったん納入した入会金等は、還付しない。

## 付 則

- 1 この会則は、昭和30年8月14日から施行する。
- 2 この会則は、昭和51年7月25日から施行する。
- 3 この会則は、昭和55年7月27日から施行する。
- 4 この会則は、昭和60年7月28日から施行する。
- 5 この会則は、昭和62年7月25日から施行する。
- 6 この会則は、平成2年8月12日から施行する。
- 7 この会則は、平成5年8月7日から施行する。
- 8 この会則は、平成11年8月7日から施行する。
- 9 この会則は、平成15年8月2日から施行する。
- 10 この会則は、平成22年8月14日から施行する。
- 11 この会則は、平成29年8月12日から施行する。